

令和6年5月28日

第5回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年5月28日(火) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員6名) 津野委員 宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員
(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 森田委員
和田委員 森光委員 谷脇委員
坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員2名) 古谷会長 武田会長職務代理者
(推進委員1名) 谷本委員

5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長
北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第6号 農用地利用集積計画について(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	梅原局長 只今から、令和6年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本日は古谷会長、武田職務代理者が欠席となっておりますのでご報告致します。臨時議長による仮議長の選任をさせていただきます。臨時議長につきましては地方自治法第107条の規定により、堅田さんをお願いを致します。
臨時議長	堅田委員 臨時議長を務めさせていただきます。進行につきましては皆様ご協力をよろしくお願い致します。それでは令和6年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。仮議長の選任を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	梅原局長 須崎市農業委員会規定第2条第1項において、会長は総会で互選すると定めておりますので、仮議長につきましても、その規定を準用しまして決定したいと思います。
臨時議長	堅田委員 それでは、仮議長について自薦、他薦問わず、候補者の選出をお願いします。
意見	宮田委員 大野委員を推薦します。
臨時議長	堅田委員 宮田委員から大野委員を推薦する意見がありましたが、他に意見はございませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
臨時議長	堅田委員 ご異議ないようですので、仮議長は大野委員と決定致します。仮議長が決定致しましたので、議長を交代致します。
仮議長	大野委員 初めて農業委員をやらせていただいて、いきなり仮議長という大役をいただきました。皆様のご協力をいただいて最後まで務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。 それでは日程第1、農業委員会委員の議席の決定についてを議題といたします。

事 務 局	梅原局長 会長職務代理者である武田委員につきましては、議席番号が１５番となっておりますので、大野委員から五十音順にくじ引きをお願いします。 (くじ引き)
事 務 局	梅原局長 １番津野委員、２番高橋委員、３番宮田委員、４番三本委員、５番谷本委員、６番森田委員、７番和田委員、８番橋田委員、９番森光委員、１０番横山委員、１１番堅田委員、１２番谷脇委員、１３番坂本委員、１４番大野委員。以上となります。
仮 議 長	１４番 大野委員 それでは日程第２、議事録署名人の選任についてでございますが、議席順に署名人を選任しておりましたが、問題が無ければこれまでと同様でよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	１４番 大野委員 それでは、本日の議事録署名人は１番 津野委員、２番 高橋委員、よろしく願いいたします。
仮 議 長	１４番 大野委員 それでは日程第３、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
仮 議 長	１４番 大野委員 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	２番 高橋委員 事由が資材置き場となっておりますが、資材を置いてあるわけでも、セメントになっているわけでもないのです、これは非農地として良いのでしょうか。資材置き場となっているのは一部だけではないのでしょうか。

審 議	4 番 三本委員 現地を確認したのですが、ハウスの中の作付けを変更する際等に資材の置き場がないので申請地を利用しているという事だそうです。今は片付いていますが、時期によっては物がいっぱいになります。
	2 番 高橋委員 それでしたら現状は農地として使えるのではないのでしょうか。非農地ではなく、転用の申請等にするべきではないのでしょうか。
	1 4 番 大野委員 他の委員の方からご意見はございませんか。無いようでしたら多数決で決定をしたいと思います。非農地証明書交付に賛成の委員は挙手をお願いします。
採 決	賛成 4 人 反対 2 人
仮 議 長	1 4 番 大野委員 賛成 4 人で賛成多数ですので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 3 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 番号 1 は、水稻、みかんを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻と父が年間 3 6 5 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も、みかんを栽培することとで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 は同一世帯の父から子への贈与です。ミョウガ、水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用

	できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父が年間３６５日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。現在も同じ世帯と一緒に農業経営を行っており、取得後も引き続きミョウガを栽培することので、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号３は、同一世帯の父から子への贈与です。ミョウガ、水稻、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間３３０日、子が年間１５０日、父と母が年間３００日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。現在も同じ世帯と一緒に農業経営を行っており、取得後も引き続きミョウガと水稻を栽培することので、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
仮 議 長	１４番 大野委員 皆さんから、何かご意見ございませんか。
意 見	１２番 谷脇委員 番号１について、申請地の周りはすべて譲受人の土地で、これからも現状と変わらず作っていくそうですので問題ありません。 １０番 横山委員 番号２と番号３ですが、申請通りです。問題ありません。
仮 議 長	１４番 大野委員 皆さんから他にご意見がありましたら、お願いします。
審 議	１４番 大野委員 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号１から番号３について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
仮 議 長	１４番 大野委員 それでは、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の審議について は、許可することに決定いたします。

仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明します。 農地の区分については、鉄道駅からおおむね 5 0 0 メートル以内の農地であり、第 2 種農地と判断され、転用が第 3 種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。申請地目は登記地目が畑、現況が宅地です。 目的は自己住宅の建築であります。平成 2 3 年 1 月ごろから当時の所有者であった、申請者の兄が、自己のための居宅として住宅を建築し現在に至っています。今般、兄の死去に伴う相続による名義変更を行うにあたり、農地転用が必要であることがわかり、申請するもので、始末書も提出されています。 資力及び信用については、すでに着工済みであり、費用は不要であり問題ないと判断されます。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性も、すでに着工済みであり問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性について、転用面積 1 5 1 m²は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。 造成計画については特に切土、盛土はありません。また排水計画については、家庭排水は浄化槽を経て北西側水路へ放流します。また、雨水については北西側水路に放流するとともに、敷地南西側は、自然浸透とします。また敷地北東側は、コンクリート敷きで、敷地周辺の水路へ表面排水をします。水路への放流については同意を要しない旨確認をしています。進入計画については、北東側市道から直接進入します。 なお、周辺農地への影響については、申請地の南西及び南東側に畑があるが、農地転用に関する同意書取得済、北西側及び北東側は雑種地であり問題ないものと判断します
仮 議 長	1 4 番 大野委員 何かご意見、ご質問等ございますか。
審 議	1 4 番 大野委員 ご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付

採 決	け、高知県知事に送付することとして構いませんか。 農業委員（異議なし）多数。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 4 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします
仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 補足説明します。 番号 1 について、農地の区分については、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれにも当てはまらない農地として第 2 種農地と判断され、転用が第 3 種農地に立地は困難と認められる場合等には許可である農地です。申請地目は登記地目、現況とも田です。 目的は自己住宅を建築するもので、現在は仮住まいをしていますが、手狭なため親類から申請地を譲り受けて建築するもので、建築費用が抑えられ、面積、日当たり等考慮すると申請地が適当であると考えたためと、土地の代替性の検討票で検討した結果、周囲には代替性のある土地がなく、やむを得ないものと考えます。 資力及び信用は、建築費は、建築費〇〇万円、土地代金〇〇万円、土地造成費〇〇万円、登記費用〇〇万円、合計〇〇〇万円を自己資金で賄う計画で、預貯金の残高の写しから見ても資力には問題ないものと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、事業の操業期間または施設の利用期間が許可の日から永久となっており、また工期も令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっており、確実性には問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性については、転用面積 3 1 4 m²は、敷地配置計画図、事業計画書により必要な面積と判断します。 造成計画については特に 8 0 c m の盛り土をして西側道路との高低差を解消します。また排水計画については、家庭排水は浄化槽を経て南側水路へ放流します。雨水についても

仮 議 長 意 見	南側水路に放流します。進入計画については、西側市道から直接進入します。 なお、周辺農地への影響については、申請地の東側農地は譲渡人所有であり問題はなく、西側北側の農地は同意が得られており問題ないものと判断します。 番号2について、農地の区分については、鉄道駅からおおむね300m以内にある農地で、住宅街の中にあることから第3種農地と判断します。申請地目は登記地目が畑、現況は宅地です。 転用の目的は宿泊施設の整備で、須崎市が申請地の店舗併用住宅を改修し、1棟貸しの宿泊施設として整備するものです。申請地は、古くは〇〇として商店街で栄えてきた建物であり、近年街歩きのポイントともなっています。しかし過疎化、高齢化に加え津波被害が想定されるため、急激に空洞化が進んでおり、商店街を復活、活性化させるためには、エリアの観光地化と宿泊施設不足を解消する本物件の活用が効果的であると考えたための活用であり、やむを得ないものと考えます。 費用は、須崎市が土地取得費〇〇万円、建築費〇〇円、計〇〇円のうち、すでに建築費の一部〇〇円が令和6年当初予算で計上済み、令和6年度6月議会に土地取得費〇〇万円を計上したのち、令和7年度当初予算に、残りの建築費〇〇万円を計上する計画です。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、須崎市は地域活性化のため本事業の達成に力を注いでおり、確実性には問題はないものと判断します。 計画面積の妥当性については、転用面積46㎡は、これまで店舗併用住宅の庭の一角として存在してきたものであり、建物の効用から本事業を達成するためには必要な面積と判断します。 造成計画については特に切土、盛土はありません。また排水計画については、自然浸透としています。進入計画については、敷地北側に隣接する市道から母屋を介し進入します。 なお、周辺農地への影響については、申請地の周囲は宅地だけで農地はありません。 14番 大野委員 何かご意見、ご質問等ございますか。 11番 堅田委員 番号1は親戚同士での譲渡です。譲渡人が土地を譲るのでそこに譲受人が家を建てるものです。 2番 高橋委員 番号2は、譲渡人の家の中の敷地で、今までは柿等が植わっていましたが、旅館の一部として利用するため申請がされたものです。
-------------------------	---

仮 議 長	1 4 番 大野委員 他に何かご意見、ご質問等ございますか。
審 議	1 4 番 大野委員 他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 特にご異議ないようなので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、議案第 4 号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更（案）、いわゆる全体見直しについて説明させていただきます。市では農業振興に必要な農地を農業地域整備計画において、農用地区域として指定しています。農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律第 1 2 条の 2、第 1 項に基づき、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模などの現況及び将来の見通しを、概ね 5 年毎に調査して、必要に応じて見直すものになっていますが、須崎市はおおよそ 1 0 年毎に見直しを行っています。前回の平成 2 3 年の見直しから 1 0 年以上経過したため、今回見直しを行ったものになります。農業地域整備計画は大きく二つに別れており、一つは市の農業振興の計画を定めた、マスタープランと呼ばれるもの。もう一つは農用地区域というものを定めた、農地利用計画になっています。今回ご審議いただきたいのは、農地利用計画についての部分ですが、除外については 2, 8 7 0 筆 3 6 . 6 1 ㎡。編入については、なしとなっています。除外する農地については、1. 既に公共転用されているもの 3 2 3 筆、2. 宅地や墓地等に転用済みのもの 1 6 3 筆、3. 地目が山林となっているもの 1 9 2 筆、4. 1 0 0 ㎡以下の農地 2 1 9 2 筆となっています。これらについては、農用地区域として設定する要件を満たしていないものとして、市が判断した上で除外しようとするものとなっています。市町村がこれらの計画を定めようとする、または変更しようとする時には、市長は農業委員会の意見を聞くものとされているため、ご審議の方よろしくをお願いします。

仮 議 長	1 4 番 大野委員 皆さんから何かご意見、ご質問があればお願いします。
審 議	1 4 番 大野委員 ご意見はございませんか。特にご意見がなければ、問題ないということで、進達してまいりますか。
採 決	農業委員（異議なし）多数
仮 議 長	1 4 番 大野委員 それでは、本案について至当の意見を付し、進達することとします。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、議案第 6 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【整理番号 R 6－5 について別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 補足説明をします。 整理番号 R 6－5 については、借受人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は 2 人、内 2 人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。 以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 この件について、皆さんからご質問等ございませんか。

審 議	1 4 番 大野委員 何もなければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 ご異議ないようですので、議案第 6 号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
仮 議 長	1 4 番 大野委員 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項〔1〕 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
仮 議 長	1 4 番 大野委員 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 8 月総会の日程について
閉会宣言	1 4 番 大野委員 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第 5 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
閉会 午後 3 時 1 0 分	

その真正なることを証して署名する。

仮 議 長

1 番

2 番